

枚方市不妊治療ペア検査費用助成事業申請の手引き（申請案内）

枚方市では**令和6年4月より**、子どもを望むご夫婦が、早期に夫婦ペアで受診・検査を行うことにより、不妊の原因を発見し、必要に応じて適切な治療を始められるよう不妊症の検査に係る費用への助成を実施します。

1. 助成対象者

次のいずれにも該当していること。

- (1) 検査を開始した日（夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日。以下「検査開始日」という。）から申請日まで婚姻関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）にある夫婦である。
- (2) 検査開始日時点で妻の年齢が43歳未満である。
- (3) 検査開始日から申請日まで、夫婦のいずれかが継続して枚方市の住民基本台帳に記録されている。
- (4) 助成を受けようとする検査について、他の自治体から同様の助成を受けていない。

2. 助成の対象となる検査

令和6年4月1日以降に、産婦人科又は泌尿器科を標榜する国内の保険医療機関（保険診療を行う医療機関）で不妊症の診断・治療計画のために医師が必要と認めて行った不妊症の検査で、検査開始日から1年以内に夫婦（事実婚含む）ペアで行った一連の検査。（保険適用の有無を問いません。）

【検査の一例】

男性側	女性側
精液検査、精子授精能検査、内分泌検査、画像検査、染色体・遺伝子検査、感染症検査等	超音波検査、内分泌検査、卵管疎通性検査、頸管因子検査、子宮鏡検査、感染症検査等

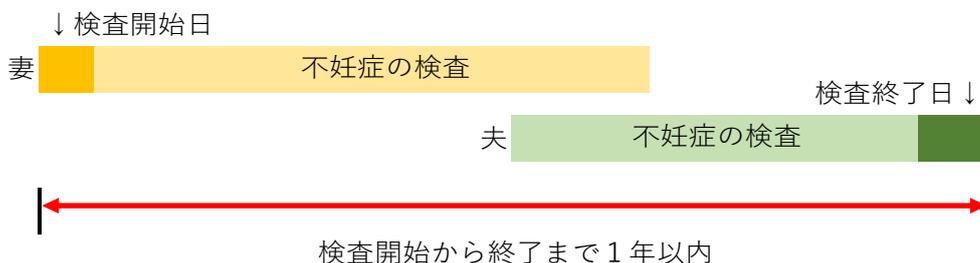
3. 助成の対象となる経費

(1) 助成の対象となる経費・助成額

一連の不妊症の検査に係る費用のうち、医療機関に支払った自己負担額を助成します。

上限5万円

◎夫・妻双方が一年以内に受けた不妊症の検査費用が助成対象です。



※夫・妻どちらか一方の検査のみ行った場合や検査開始日から1年以上経過したものは助成対象外です。

※診察料・文書料等不妊症の検査に直接関係のない費用、不妊治療の効果や副作用を確認するための検査費用、特定不妊治療（生殖補助医療）に係る検査費用は助成対象外です。

4. 助成回数

夫婦1組につき、1回限り。

※夫婦の分をまとめて申請してください。

※1回助成を受けた後に再度申請しても助成できませんので、検査が複数回に及ぶ場合はまとめて申請してください。

5. 申請期限

検査終了日※の属する年度の末日、または検査終了日から3か月以内の、どちらか遅い日まで。

※検査終了日…一連の不妊症の検査の最後の検査日又は当該検査の説明を受けた日

6. 申請書類

	必要書類	備考
1	枚方市不妊治療ペア検査費用助成事業申請書（様式第1号）	申請者・配偶者が記入してください。
2	枚方市不妊治療ペア検査費用助成事業受診等証明書（様式第2号）	検査を受けた医療機関で作成してもらってください。 ・夫婦が別の医療機関で検査を受けた場合、それぞれの医療機関で作成してもらってください。 ・この受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書料が必要となる場合がありますので、必ず医療機関に確認してください。（文書料は助成の対象外です。）
3	申請者及び配偶者の住民票	・枚方市の住民基本台帳に記録されている方は、枚方市で確認しますので提出不要です。 【夫婦のいずれかが枚方市外の住民基本台帳に記録されている方】 ・夫婦が別居しており、いずれかが枚方市外の住民の場合は、その方の居住地の住民票が必要です。 ・発行日より3か月以内の世帯全員のもので、世帯主・続柄の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 ・法律婚の場合は、マイナンバーカード（表面）又は運転免許証の写しでもかまいません。
4	夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）	・発行日より3か月以内のもの。 ・事実婚関係の夫婦は、夫婦それぞれの戸籍謄本が必要です。 ※実施医療機関で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。
5	事実婚関係に関する申立書（様式第3号）【事実婚のみ】	※実施医療機関で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。
6	申請者の振込口座情報が確認できるもの（通帳等の写し）	助成金振込先に指定した口座情報（金融機関名、支店名、口座名義、口座番号）が確認できるもの。

不妊治療ペア検査費用助成事業の様式等はこちらから（市ホームページ）

枚方市 不妊症

検索

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/kosodate/0000049508.html>



7. 申請先・問い合わせ先

下記あてに郵送又は持参してください。

枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課

〒573-1197 大阪府枚方市禁野本町2丁目13-13 (旧保健センター)

電話 (072) 807-7625 FAX (072) 845-0685

e-mail hoyobou@city.hirakata.osaka.jp

電話・窓口受付時間 (土・日・祝日・年末年始除く) 9:00~17:30

※郵送の場合は、簡易書留又は特定記録郵便でお願いします。

※郵送の場合の申請日は消印日となります。

8. 助成金の支給

申請された書類を審査し、承認・不承認の結果を書面にて通知します。

承認決定通知後に指定された口座に助成金を振り込みます。なお、助成金の振込は、原則として申請受付日から3か月程度を要します。

不妊治療ペア検査費用助成事業 Q & A

(1) 共通事項

	質 問	回 答
1	所得の制限はありますか。	制限はありません。
2	年齢制限や回数制限はありますか。	検査開始日時点で妻の年齢が43未満であることが条件です。また、助成回数は夫婦1組につき1回限りです。
3	受診等証明書は有料ですか。また有料の場合は助成の対象になりますか。	受診等証明書の発行手数料(文書料)は、医療機関ごとに異なるため、作成を依頼する医療機関へご確認ください。本事業の助成対象は検査費用のみですので、受診等証明書の発行手数料(文書料)は対象外となります。
4	申請書の申請者欄は誰を記入すればよいですか。	検査開始日から申請日までの間、枚方市に継続して住民基本台帳に記録されていれば夫婦どちらでも申請者になることができます。ただし、助成金の振込は申請者の名義の口座になります。
5	申請書の日付欄はいつの日付を記入しますか。	保健所に申請書を提出する日です。 なお、郵送申請の場合は消印日が申請日となります。
6	単身赴任で別居しており、夫は枚方市外に居住していますが、住民票は夫婦それぞれ提出が必要ですか。	枚方市の住民基本台帳に記録されている方は、市で確認できますので提出不要です。ご夫婦のいずれかが枚方市外の住民基本台帳に記録されている場合は、その方の世帯全員の住民票の提出が必要です。 なお、法律婚の場合は、マイナンバーカード(表面)又は運転免許証の写しでもかまいません。
7	住民票にマイナンバーの記載は必要ですか。	マイナンバーの記載は不要です。
8	住民票や戸籍謄本には有効期限がありますか。	有効期限は発行日より3か月以内です。

	質 問	回 答
9	夫婦であることを証明する書類とはどのようなものですか。	婚姻関係、婚姻日を確認するため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。また、事実婚の場合は他に法律上の配偶者がいないことを確認するため、夫婦それぞれの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。外国籍の夫婦の場合は結婚証明書等を提出してください。 <u>実施医療機関で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。</u>
10	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を取り寄せたところ、除籍になっていません。婚姻日と配偶者の名前が記載されているので、このまま提出してよいですか。	除籍後の婚姻関係が確認できないため、新たに編成された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。 <u>実施医療機関で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。</u>
11	枚方市不育症治療費用助成事業の申請時に住民票や戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等婚姻関係を証する書類を提出したのですが、再度提出する必要がありますか。	他の助成制度の申請時に <u>保健予防課</u> に住民票等を提出し、その後住所等変更がない場合はご相談ください。なお、 <u>実施医療機関</u> で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。
12	事実婚の場合は申立書を提出するだけでよいですか。	事実婚の場合は他に法律上の配偶者がいないことを確認するため、夫婦それぞれの戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。なお、 <u>実施医療機関</u> で婚姻関係が確認できていれば提出不要です。
13	領収書の添付は必要ですか。	必要ありません。
14	いつまでに申請すればよいですか。	検査終了日（一連の検査の中で最後に受けた検査の日または当該検査結果の説明を受けた日）の属する年度の末日又は検査終了日から3か月以内のどちらか遅い日までに申請してください。
15	枚方市外の医療機関で検査を受けましたが、助成の対象となりますか。	産婦人科又は泌尿器科を標榜する国内の保険医療機関（保険診療を行う病院・診療所）であれば、市外の医療機関でも助成の対象となります。
16	夫婦別居で、夫は別の市町村に居住しています。不妊症の検査を実施しましたが枚方市で申請できますか。	検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが枚方市に継続して住民基本台帳に記録されていれば申請できます。なお、申請者は枚方市に継続して住民基本台帳に記録されている方になります。
17	不妊症の検査の結果、不妊治療を受けることとなりました。治療費や治療に係る検査は助成の対象となりますか。	不妊治療や不妊治療の効果等を確認する検査に係る費用は助成対象外です。
18	夫婦ともに検査を受けないと助成の対象にならないのですか。	この事業は夫婦とともに検査を受けていただくことを目的としているため、どちらか一方の検査だけの場合は助成の対象外です。 ただし、「夫婦ともに検査を受ける予定であったが一連の検査の途中で妊娠が判明したため、夫の検査は不要となった。」等やむを得ない理由がある場合はご相談ください。
19	令和6年3月に検査を開始し、令和6年6月に一連の検査が終了する場合は助成の対象となるのでしょうか。	検査開始日が令和6年3月であっても、令和6年4月以降に行った検査に係る費用は助成の対象となります。この場合は検査開始日を令和6年4月1日とします。 詳しくはご相談ください。